

秋田県特別栽培農産物認証表示規程

平成12年10月17日施行
 平成15年12月1日改正
 平成17年4月1日改正
 平成17年5月30日改正
 平成19年4月1日改正
 平成28年11月10日改正
 平成31年2月27日改正

第1 秋田県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき特別栽培農産物の表示を行う者は、この表示規程によるものとする。

（申請及び交付）

第2 特別栽培農産物に係る生産者又は精米業者（以下「生産者等」という。）が、認証票の交付を受けようとするときは、農産物にあっては栽培実績報告時に、精米にあっては精米認証申請時に併せて認証機関に交付申請をするものとする。

- 2 認証機関は、認証通知時に併せて生産者等に認証票を交付するものとする。
- 3 生産者等は、出荷、販売実績報告時に併せて認証機関に認証票使用実績報告をするものとする。
- 4 生産者等は、交付を受けた認証票に過不足が生じたときは、直ちにその数量を認証機関に報告し、その指示に従うものとする。
- 5 認証機関は、前項の報告に基づき認証票の使用状況を確認のうえ、不足の場合は追加交付を行い、過剰の場合で次年度に使用する予定のときは繰越在庫とすることを指示し、使用予定のない場合は返還させるものとする。

（表示方法）

第3 表示は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく表示を行うこととし、平成19年4月以降に出荷される農産物から適用するものとする。

ただし、平成19年4月以降であっても、それ以前に作付けされた農産物及び印刷済みの包装資材等が準備されている場合には、従来どおり（平成15年5月26日改正ガイドライン）の表示を行うことは差し支えない。

また、認証票による表示を併せて行うことができるものとする。

- 2 認証票は原則としてシールとし、農産物又は包装若しくは容器に貼り付けることにより表示する。ただし、シール以外に包装又は容器へ直接印刷をする方法も認めるものとする。
- 3 ガイドラインに定める「一括表示事項」及び「一括表示事項とは別に表示する事項」（別枠表示事項）は、次のとおりとし、シール又は印刷等の表示方法は生産者等の任意によるほか、この表示規程に定める以外はガイドライン表示の例によるものとする。

区 分	内 容
一括 表示事項 (別記1)	1 特別栽培農産物の名称 ・「特別栽培農産物」、「特別栽培〇〇（〇〇とは農産物の一般的名称とする）」と記載する。 2 ガイドラインに準拠している旨 ・「農林水産省新ガイドラインによる表示」と記載する。 3 栽培責任者及び確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ・団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載する。 4 精米にあっては、精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先

	・団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先も併せて記載する。 5 農薬を使用しない特別栽培農産物にあっては、「農薬：栽培期間中不使用」と記載する。 6 節減対象農薬を使用しない特別栽培農産物にあっては、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載する。 7 節減対象農薬の節減割合の表示は、「節減対象農薬：秋田県比〇割減」と記載する。 8 化学肥料を使用していない特別栽培農産物にあっては、「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と記載する。 9 化学肥料の窒素成分量の節減割合の表示は、「化学肥料（窒素成分）：秋田県比〇割減」と記載する。
別枠表示事項 (別記2)	一括表示事項とは別に、次の事項を表示するものとする。 1 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物にあっては、生産過程等において使用した節減対象農薬の主成分を示す一般名称、用途及び使用延有効成分回数を表示する。 2 上記1の表示内容は、容器若しくは包装の一括表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を一括表示の枠内に掲載するものとする。

4 別記1の表示のほか、特別栽培農産物の結束するためのテープ、特別栽培農産物に貼付するシール等に、次に掲げる事項のみを記載した別記1内の略式の表示をすることができるものとする。

ただし、この場合においても、すべての表示事項について当該特別栽培農産物の包装材料、表示票等を用いて別途表示しなければならないものとする。

(認証票の規格等)

第4 デザイン及び規格は、次を基本とする。



※横：縦の比率は、5：4とする。

(表示禁止事項)

第5 次の事項については、使用及び表示してはならないものとする。

- (1) この表示規程に定める表示事項の内容と矛盾する用語
- (2) 実際の農産物及び通常栽培方法で栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (3) 当該特別栽培農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、その他の表示

<特別栽培農産物の表示に基づく表示例>

農林水産省新ガイドラインに基づく表示の例示

特別栽培農産物の表示例

別記 1－1

認証区分①（農薬／節減対象農薬不使用、化学肥料不使用）区分の表例	
農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-*** 確認責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-***	農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培レタス 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-*** 確認責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-***
※特別栽培米を精米して販売する場合 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培精米 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-*** 確認責任者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-*** 精米確認者：〇〇〇〇 住所：秋田県〇〇市〇〇町〇〇 連絡先：018-***-***	略式表示例 特別栽培農産物 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 責任者：〇〇〇〇 農林水産省新ガイドラインによる表示 （その他表示事項の情報入手方法を記載※） ※ホームページ等

※農薬または節減対象農薬どちらかを記載する。

別記 1 - 2

認証区分②（農薬／節減対象農薬不使用、化学肥料 5 割以上減）区分の表例	
農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***	農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培レタス 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***
※特別栽培米を精米して販売する場合 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培精米 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***	略式表示例 特別栽培農産物 農薬／節減対象農薬※：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 責任者：○○○○ 農林水産省新ガイドラインによる表示 （その他表示事項の情報入手方法を記載※） ※ホームページ等

※農薬または節減対象農薬どちらかを記載する。

認証区分③（節減対象農薬 5 割以上減、化学肥料不使用）区分の表例							
<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと	<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと							
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと							
※特別栽培米を精米して販売する場合	※節減対象農薬の使用状況について、表示の枠外に記載できない場合は、ホームページアドレス等の情報を入手できる連絡先を記載する。						
<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと	略式表示例 特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 責任者：○○○○ 農林水産省新ガイドラインによる表示 （その他表示事項の情報入手方法を記載※） ※ホームページ等			
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先：018-***-***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記2を参照のこと							

別記 1 - 4

認証区分④（節減対象農薬 5 割以上減、化学肥料 5 割以上減） 区分の表例							
<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと	<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと							
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培レタス 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと							
※特別栽培米を精米して販売する場合	※節減対象農薬の使用状況について、表示の枠外に記載できない場合は、ホームページアドレス等の情報を入手できる連絡先を記載する。						
<table><tr><th>農林水産省新ガイドラインによる表示</th></tr><tr><td>特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***</td></tr><tr><td>節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと</td></tr></table>	農林水産省新ガイドラインによる表示	特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***	節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと	略式表示例 特別栽培農産物 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 責任者：○○○○ 農林水産省新ガイドラインによる表示 （その他表示事項の情報入手方法を記載※） ※ホームページ等			
農林水産省新ガイドラインによる表示							
特別栽培精米 節減対象農薬：秋田県比○割減 化学肥料（窒素成分）：秋田県比○割減 栽培責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 確認責任者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－*** 精米確認者：○○○○ 住所：秋田県○○市○○町○○ 連絡先： 0 1 8－***－***							
節減対象農薬の使用状況の表示については別記 2 を参照のこと							

別記 2 節減対象農薬使用状況の表示例（一括表示の枠外に表示する場合）

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1 回
□□□□□	殺虫	2 回
△△△△△	除草	1 回

※使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般名称とする。